

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 9 月 1 日～平成 31 年 8 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 平成 28 年 9 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 28 年 9 月～ 制度に関する情報を社内メール等で社員に周知する

目標 2：育児休業を取得しやすいよう環境を作るために、妊娠中や産休・
育休復帰後の女性社員のための相談窓口担当者を設置する

<対策>

- 平成 28 年 9 月～ 相談窓口の担当者設置に向けて検討する
- 平成 28 年 10 月～ 相談窓口担当者の設置について社内メール等で社員へ周知する